

令和5年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ 【新入生対象一部前倒し給付および通常給付】

- ・ 神奈川県では、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・ 新入生のみが対象の「新入生対象一部前倒し給付」と、新入生を含めた在校生が対象の「通常給付」があります。

※保護者等とは…原則、親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県私学振興課にお問い合わせください。

【新入生対象一部前倒し給付】

- 新入生のみ申請できます（在校生は申請できません）。
- 次ページ記載の「支給額」の一部（1/4）を前倒しで受給することができますが、残りの3/4を受給するには、7月以降に受付を開始する通常給付の申請も行う必要があるため、申請を計2回行う必要があります（通常給付の申請を失念した場合、支給額の3/4を受給することができません）。
- 通常給付の受給要件を満たす場合は、通常給付のみ申請することで、1度の申請で支給額を満額受給することができます。

【通常給付】（7月受付開始）

- 在校生は、通常給付のみ対象です（新入生対象一部前倒し給付は対象外です）。
- 1度の申請で、次ページ記載の「支給額」を満額受給することができます。
- 新入生であっても、新入生対象一部前倒し給付を行わず、通常給付のみ御申請いただいた場合、1度の申請で支給額を満額受給することができます。

支給対象となる世帯

- (1) 次の世帯いずれかに該当すること
 - ・ 令和5年7月1日（新入生対象一部前倒し給付は、令和5年4月1日）時点で、生活保護（生業扶助）を受けている世帯
 - ・ 保護者等全員の**令和5年度**（新入生対象一部前倒し給付は、**令和4年度**）の都道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が0円（非課税）である世帯
- (2) 令和5年7月1日（新入生対象一部前倒し給付は、令和5年4月1日）時点で、
 - ・ 保護者等が神奈川県内に在住していること
 - ※保護者等が1人でも海外在住の場合は支給対象外です。国内単身赴任の場合は、**住民票があり、生活の拠点となる都道府県で申請してください。2つの都道府県で申請することはできません。**
 - ・ 高校生等が高等学校等に在学していること
 - ・ 高校生等が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格を有していること

- ・ 申請に必要な書類等の詳細は、神奈川県ホームページをご確認ください。
(申請書等もすべて神奈川県ホームページから入手できます)

(県ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syougakukyuuuhukinn.html>



提出期限・提出先等

最終提出期限 令和5年11月15日（水）まで（当日消印有効）

※新入生一部前倒し給付は、令和5年6月15日（木）まで（当日消印有効）

提出先

〒 231-8588 横浜市中区日本大通 1
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部
私学振興課 奨学給付金担当

- ・ 提出期限以降の申請につきましては、受付できません。
- ・ 郵送により提出してください。最終提出期限日の消印有効ですので、時間に余裕をもって提出してください。注意：例年、料金不足等で消印が間に合わない場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 個人情報保護の関係上、電話での到着確認にはお答えできません。簡易記録などで送付するなど、お手元に記録の残る方法でお送りいただくことを推奨いたします。

問合せ先 電話 045-210-3793（直通）

（8:30～12:00、13:00～17:15（土・日・祝日、年末年始を除く））

支給額

通常給付で申請し認定された場合、申請は1回のみで下記金額を支給します。

※新入生が、一部前倒し給付を申請し認定された場合、下記の金額の1/4が支給され、残りの3/4は再度、通常申請を行ったうえで認定された場合のみ支給対象となるため、申請は2回必要です。

世帯区分	支給額(年額)
生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等(専攻科を除く)	52,600円
非課税世帯 第1子(全日制・定時制)	137,600円
非課税世帯 第2子(全日制・定時制)※	152,000円
非課税世帯(通信制・専攻科)	52,100円

※申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く）23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、第2子の給付額になります。

・複数の高校生等がいる場合には、1人目の高校生等は第1子の給付額、2人目以降の高校生等は第2子の給付額になります。（通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生がいる場合には、兄弟の順番にかかわらず、通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生等は通信制又は専攻科の給付額、全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等は第2子の給付額となります。）

支給時期

令和5年11月中旬頃から令和6年2月末頃を予定しています。

（新入生対象一部前倒し給付の支給時期は令和5年8月中旬を予定しています。）

- ・（不）支給の決定を通知いたします。
- ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
- ・ 期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。